

ガス工事指定店規程

新庄都市ガス株式会社

(目的)

第 1 条 この規程は、新庄都市ガス株式会社の供給約款に基づいて施工する都市ガス供給工事を行う者(以下「工事指定店」という。)の指定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(工事指定店の指定及び適格要件)

第 2 条 工事指定店として指定を受けようとするものは、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、新庄都市ガス株式会社(以下「当社」という。)が適当と認める者を工事指定店として指定する。

- (1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 条)第 3 条の規定する許可を受けたもの。
 - (2) 新庄市内に営業所を有するもの。
 - (3) ガス管工事に必要な機械器具を保有するもの。
 - (4) 日本ガス協会 内管工事士の資格を保有し、登録したもので、かつ当社が承認した責任技術者を 1 名以上及び配管技工を 2 名以上常時雇用しているもの。
 - (5) その他工事指定店としての能力と社会的信用を有していること。
- 2 工事指定店の指定期間は、指定の日から 3 年とする。但し、その期間満了の日(の 2 か月前)までに所定の手続きを行った場合は、引き続き指定を受けることが出来る。
- 3 当社は、前 2 項の指定をしたときは、様式第 5 の「新庄都市ガス株式会社ガス工事指定店指定証」を交付する。

(工事指定店の申請)

第 3 条 前条第 1 項の指定を受けようとする者は、当社が定める期日までに、次の各号に掲げる書類を当社に提出しなければならない。

- (1) 新庄都市ガス工事指定店指定申請書
 - (2) 申請者(法人の場合は、その代表者)の履歴書及び工事経歴書
 - (3) 戸籍抄本(法人の場合は、その定款及び登記簿謄本)
 - (4) 建設業法による許可証明書又は許可書の写
 - (5) 様式 9 の責任技術者及び配管技工承認申請書
 - (6) 所有設備機器調査書
 - (7) 従業員名簿(資格免状等の取得状況の把握が出来るもの)
 - (8) その他当社が必要とするもの
- 2 前条第 2 項但し書きの規程により指定を受けようとする者は、様式第 4 の「新庄都市ガス株式会社ガス工事指定店継続指定申請書」に前項第 4 号から第 8 号までに掲げる書類を当社に提出しなければならない。

(責任技術者及び配管技工の認定)

第 4 条 第 2 条第 1 項第 4 号の責任技術者及び配管技工は、次の各号の一に該当するもので、申請に基づき当社が認定する。

- (1) 責任技術者は、日本ガス協会 内管工事士の資格を保有するもの。
 - (2) 配管技工は、配管工として2年以上従事した経験を有するもの。
 - (3) その他ガス事業法、建設業法等関係法律の資格試験により資格を取得した者で、責任技術者並びに配管技工として、当社が明らかに認定できるもの。
- 2 責任技術者及び配管技工の認定期間は、所属工事指定店の指定期間と同一とする。
 - 3 当社は、前条第1項の認定をしたときは、様式11及び様式12の「責任技術者認定証」又は「配管技工認定証」を交付する。
 - 4 工事指定店は、その期間内において「責任技術者」又は「配管技工」の認定を受けようとするときは、様式第9の「責任技術者承認申請書」及び「配管技工承認申請書」を提出しなければならない。

(兼職の禁止)

第5条 責任技術者及び配管技工は、2社以上の工事指定店の責任技術者及び配管技工を兼ねることはできない。

(届出の義務)

第6条 工事指定店は、営業店舗の移転、所属責任技術者又は配管技工の異動その他重要な変更があった場合は、その都度速やかに様式第7の「異動(変更)承認願」を提出してその承認を受けなければならない。

(工事指定店の誠実義務)

- 第7条 工事指定店は、ガス事業法他、この規程その他関係法令等を遵守し、誠実に工事を施工しなければならない。
- 2 工事指定店は、第3項以外の装置工事(供給管、内管及びガスメーターの工事等をいう)を施工する場合には、責任技術者の実地の監督により配管技工に施工させなければならない。ただし、責任技術者に施工させる場合は、この限りではない。
 - 3 工事指定店は、次の各号の工事を施行する場合は、責任技術者、又は配管技工に施工させなければならない。
 - (1) 木造建設物(集合住宅を除く)の装置工事であって、配管口径32mm未満の工事
 - (2) 本支管口径70mm未満からの供給管分岐工事
 - (3) 工事指定店は、当社が指定した以外の材料を使用してはならない。
 - (4) 工事指定店は、他人に名義を貸し、又は下請人によって工事を施行してはならない。
 - (5) 工事指定店は、天災、その他の理由によりガス供給施設の保安の確保のため当社から出動の要請があつた時は、努めてこれに協力しなければならない。

(教育訓練)

第 8 条 工事指定店は、所属責任技術者、配管技工及び一般配管工にガス供給設備工事に関する教育及び訓練を実施し、知識及び技術の向上を怠らなければならない。

- 2 責任技術者、配管技工及び一般配管工は、当社が工事前に実施する安全講習に参加しなければならない。

(指定の取消し又は停止)

第 9 条 当社は、工事指定店が次の各号の一に該当すると認められた場合は、第 2 条第 1 項の指定を取消し、又は停止することができる。

- (1) 第 2 条第 1 項に定める要件を欠いたとき。
- (2) ガス事業関係法令等、又はこの規程に基づいての指示に違反したとき。
- (3) 指定を受けた後、継続して 3 年以上業務を行わないとき。
- (4) その他、工事施工に関して不都合の行為があったとき。

- 2 前項の規程による指定の取消し、又は停止により工事指定店が損害を受けても、当社はその責任を負わない。

(責任技術者等の認定の取消し)

第 10 条 当社は、責任技術者及び配管技工が、次の各号の一に該当すると認められたときは、第 4 条の第 1 項の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条第 1 項に定める資格を失ったとき。
- (2) ガス事業関係法令等、又はこの規程に基づく当社の指示に違反したとき。
- (3) 所属工事指定店を退職したとき。
- (4) その他、工事施工に関して不都合があったとき。

(指定店証の返納)

第 11 条 工事指定店、又は責任技術者及び配管技工は、その指定、又は認定を取り消されたときは、速やかに指定証又は、認定証を会社に返納しなければならない。

(特別な工事)

第 12 条 当社は、特別な事情を有する工事については、工事指定店以外の者に施工させることができる。

(手直し工事及び賠償金)

第 13 条 当社は、工事指定店からの引き渡しを受けた供給施設で 2 年以内に事故が発生し、これが明らかに施行技術上の欠陥に起因すると認められたときは、工事の手直しを命じ、又は賠償金を請求することができる。

(会社の調査等)

第14条 当社が必要と認めたときは、工事指定店に対し工事の施工、支給材料、使用材料、関係帳簿等について必要な事項を調査し、又は報告を求めることができる。

(指定証及び標示板)

第15条 工事指定店は、指定証および標示板を、営業所の見やすい所に掲げなければならない。

附則

(施行の期日)

この規程は、昭和60年 4月 1日から施行する。

令和 3年 1月18日一部改正